

指定介護予防短期入所生活介護

運 営 規 程

社会福祉法人常盤会

指定介護予防短期入所生活介護運営規定

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人常盤会が開設する特別養護老人ホーム本部園（以下「施設」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」という。）が要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護予防短期入所生活介護の提供にあたって、事業所の生活相談員等は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護のほか、日常生活を営むうえでの機能訓練等を行うことにより、要支援者の心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 この事業の実施主体は、社会福祉法人常盤会で事業所の名称及び住所は次のとおりとする。

1. 事業所の名称 本部園短期入所生活介護事業所
2. 所在地 沖縄県国頭郡本部町字谷茶310番地

(職種、員数及び職務内容)

第4条

1. 管理者 1名（併設特別養護老人ホームの施設長と兼務）
管理者は、施設の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
2. 医師 3名（非常勤）
 - (i) 常に利用者の健康状態に留意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。
 - (ii) 利用者に対して行った健康管理に関し、利用者の健康手帳の所要の頁に必要な事項を記載する。
3. 生活相談員 1名以上（兼務）
常に利用者の心身の状態、入所中における生活環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、悩み事などの相談に応じると共に適切な助言を行い、臨機応変の援助を行う。
4. 看護職員 3名以上（兼務）
 - (i) 常に利用者の健康状態に留意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。
 - (ii) 利用者に対して行った健康管理に関し利用者の健康手帳の所要の頁に必要な事項を記載

する。

5. 介護職員 28名以上（兼務）

- (イ) 介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じて利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって支援する。
- (ロ) 入浴については基本的には、週2回以上とし、利用者の健康状態を勘案しながら清拭を行い、常に清潔感を保つようにする。
- (ハ) 利用者の健康状態を常に観察し、排泄の自立、ポータブル利用を心掛けさせるよう援助していく。
- (ニ) 心身の状態を見極めたうえで、場合によってはオムツ使用を行うが、現にオムツ使用者であってもオムツ取りはずしを処遇の第一義と考え対応していきたい。
- (ホ) 離臥床、着替え、着衣など起居動作に関しては、利用者の健康状態を視野に入れながら適切に支援していかなければならない。

6. 管理栄養士 1名以上（兼務）

- (イ) 利用者の食事は栄養価並びに利用者の身体の状況並びに嗜好等を配慮した献立に喫食時間については利用者の要望に沿って設定する。
- (ロ) 食事は、基本的には離床して食堂において利用者同士団欒を共にしながら行うが自立支援に配慮し楽しい雰囲気作りに努めるようにする。

7. 機能訓練指導員 1名以上（兼務）

利用者の心身の状況等を踏まえ、日常生活を営むうえで支障のないよう生活機能の改善及び残存機能の維持に努め、利用者無理のない訓練を通じて体力保持を促していくように努める。

8. 調理員 7名（兼務）

- (イ) 調理員は利用者に対し、1日3回、朝食は午前8時、昼食は正午、夕食は6時をおおむね目安にして、給食業務に従事する。
- (ロ) 給食はできるだけ変化に富み、十分カロリーと成分に配慮し、調理に当っては郷土食などを取り入れるなど利用者の嗜好を勘案して消化吸収の良い良質の食事を提供するように努める。

（利用定員）

第5条 指定介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

- 1. 併設利用型 4名（指定短期入所介護と一体的に行う）
- 2. 空床利用型 特別養護老人ホームの定員70名以内

（介護の内容、利用料及びその他の費用）

第6条 事業の内容は次のとおりとし、指定介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

- (イ) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (ロ) 日常生活動作の機能訓練
- (ハ) 健康チェック

- (ニ) 送迎
- (ホ) 夜間看護体制
- 2 その他の費用
事業所は前項の支払を受ける額のほか、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額を1日当たりの料金とする。
- 3 事業所は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 4 事業所は、第1項に掲げる費用の全額（10割）支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供説明書を入所者に対して交付することとする。
- 5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 6 前各項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（利用者の送迎地域）

第7条 利用者の通常の送迎地域は次のとおりとする。

本部町

（サービス利用の留意事項）

第8条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

- 2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示する。
 - (イ) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
 - (ロ) 特別養護老人ホームと併設のため、入所生活の規則は特別養護老人ホームの規則を守り、他の入所者の迷惑にならないよう利用する。
 - (ハ) 共有の施設・設備は他の入所者の迷惑にならないよう利用する。

（虐待防止に向けた体制等）

第9条 施設は、施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。

- 2 施設における虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- 4 前各項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（緊急時等における対応方法）

第10条 生活相談員等は、短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、緊急時の対応マニュアルに従って速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(個人情報の保護)

第12条 当事業所は、利用者等の個人情報を適切に取り扱うものとし、介護サービスに携わるものの重大な責務と位置づけ、当事業所が保有する利用者等の個人情報に関し適正かつ適切な取扱いに努力するとともに広く社会からの信頼を得るために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報に関連する法令その他関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、個人情報を保護しなければならない。

(その他の運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(イ) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(ロ) 継続研修 年2回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程について定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人常盤会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則	1、この規程は、平成18年	4月	1日より施行する。
	2、この規程は、平成19年	2月	1日より施行する。
	3、この規程は、平成19年	5月	1日より施行する。
	4、この規程は、平成21年	1月	1日より施行する。
	5、この規程は、平成21年	8月	1日より施行する。
	6、この規程は、平成22年	5月	1日より施行する。
	7、この規程は、平成22年	6月	1日より施行する。
	8、この規程は、平成22年	8月	1日より施行する。
	9、この規程は、平成23年	4月	1日より施行する。
	10、この規程は、平成24年	8月	1日より施行する。
	11、この規程は、平成24年	9月	1日より施行する。

- 12、この規程は、平成25年10月 1日より施行する。
- 13、この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。
- 14、この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。
- 15、この規程は、令和 元年10月 1日より施行する。
- 16、この規程は、令和 元年11月 1日より施行する。
- 17、この規程は、令和 3年 7月 1日より施行する。